

豊島区いじめ防止対策推進条例

平成26年10月27日

豊島区条例第33号

(前文)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、ときには、生命や身体に危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。

学校及び学校の教職員は「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を1人1人の児童・生徒に徹底させるとともに、人と人との心が触れ合う豊かな体験を通じて、児童・生徒1人1人の心を耕すなど、いじめを予防する指導の充実を図ることが必要です。また、教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力をもつことを自覚し、児童・生徒との信頼関係の構築に努めなければなりません。

いじめを根絶するためには、すべての児童・生徒、すべての豊島区民が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもつ必要があります。よって、ここに、いじめ根絶に向けた基本理念を明らかにし、いじめ根絶のための施策を総合的かつ効果的に推進するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策について、基本理念を定め、豊島区（以下「区」という。）及び学校等の責務を明らかにするとともに、区の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校であって、区が設置するものをいう。
- 3 この条例において「児童・生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。
- 5 この条例において「関係機関等」とは、警察、児童相談所その他いじめの防止等に関係する機関等をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害であることに鑑み、すべての児童・生徒

が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組まなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。
- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第5条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童・生徒を徹底して守り通し、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童・生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童・生徒をいじめから保護するものとする。
 - 3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(区民及び関係機関等の役割)

- 第7条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(豊島区いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 区は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊島区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）に、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方やインターネット上のいじめの防止等のための対策を定めるものとする。

(学校いじめ防止対策推進基本方針)

第10条 学校は、基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会)

第11条 区は、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3 対策委員会は、基本方針に対する評価を行うとともに、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 学識経験者 | 1名 |
| (2) 小・中学校長代表 | 2名 |
| (3) 保護者代表 | 2名 |
| (4) 区民 | 5名以内 |

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策委員会に、会長を置く。

7 会長は、委員の互選によって定める。

8 会長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

9 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

10 対策委員会は、教育長が招集する。

11 対策委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

12 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

13 対策委員会の庶務は、教育総務部において処理する。

(関係機関等との連携等)

第12条 区は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第13条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、

当該学校の複数の教職員、スクールカウンセラーその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(重大事態への対処)

第14条 教育委員会は、学校と一元的な方針の下、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に迅速かつ適切に対処できるよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を置くものとする。

2 学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、区長に報告しなければならない。

3 対策委員会は、いじめを受けた児童・生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、必要と認める時には、法第28条第1項に規定する組織として調査を行い、その結果を豊島区教育委員会及び区長に報告するものとする。

4 前項の規定による報告を受けた区長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要と認める場合は再調査を行うことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。